



第2節

外交実施体制

【総論】

国際社会が直面する諸問題が急増する一方、限られた定員や予算の中で、これらの問題にこれまで以上に能動的かつ迅速に対応していくために、外務省は外交実施体制

の整備・強化に努めている。

具体的には、外交実施体制の土台である予算及び機構・定員面での強化、情報収集・分析体制の強化、情報発信の強化、IT化を通じた情報処理能力の向上等に向け、取り組んでいる。

(1) 予算、機構・定員面での努力

外務省の2005年度予算においては、ますますグローバル化が進展する国際社会の中で、日本の安全と繁栄を確保するとともに、世界の平和と発展に日本として寄与する必要があるとの観点から、①国民を守る日本外交～安全保障と邦人安全対策～、②先頭に立つ日本外交～新たな国際秩序の構築に向けて～、③主張する日本外交～戦略的な情報発信～、④底力のある日本外交～情報機能、ODA、文化、外交実施体制の強化～を4本柱として、7,072億円（対前年度比1.9%減）を計上した。

また、2005年度の補正予算では、①世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金、②ASEAN統合支援拠出金、③パキスタン地震対策支援、④新型インフルエンザ対策支援、⑤日中21世紀交流事業、⑥国連平和維持活動（PKO）分担金、⑦国連分担金、などについて合計1,304億円を計上し、緊急に手当する必要が生じた事項に対応した。

本省の機構については、外務省が対処すべき国際的な危機管理事案の質・型が急速に変化し、量的にも増大する中、危機管理事案への組織横断的な対応をこれまで以上に迅速かつ適切に行うため、大臣官房総務課危機管理調整室を新設し、2004年度に新設された危機管理担当参事官の下での危機

管理体制を強化した。在外公館の機構については、新たな外交上・領事業務上の必要に対応するため、2006年1月、在スロベニア大使館及び在デンパサール総領事館の新設等を行った。2005年度末における日本政府の在外公館（実館）数は、大使館117、総領事館65及び政府代表部7の合計189である。

定員の増強については、かねてよりの重点事項である危機管理・安全体制の強化に加え、2003年11月に起きた奥克彦在英国大使館参事官・井ノ上正盛在イラク大使館三等書記官の殺害事件を契機に、在外公館の警備・治安対策や在留邦人保護業務を一層強化する必要があるとの認識も高まった。これを踏まえ、2005年度には、厳しい予算・定員事情の中で、在外公館警備対策及び領事担当官の増員を中心に、外務本省16人、在外公館4人の合計20人の増員を行い、定員数は合計5,434人（外務本省2,159人、在外公館3,275人）となった。しかしながら、この定員数をもってしても、ほかの先進諸国と比較すると決して十分とは言えず、依然として人員不足は否めない状況にある。外務省は、こうした定員の増強を図る一方、定員の再配置及び事務合理化等の努力を通じ、既存定員の有効活用を行っている。

【平成17年度 重点外交政策～「国民を守り、主張する日本外交」～のための主な予算措置】

合計 2,723 (単位：億円)

1. 「国民を守る日本外交」 363.8

① 我が国とその周辺の安全の確保	83.5
② 国民に対する新たな脅威への対応	159.9
③ 海外邦人の安全の確保	120.4

2. 「先頭に立つ日本外交」 1,849.4

① 国連改革の実現と安保理非常任理事国としてのリーダーシップの発揮	98.6
② 平和と安定に向けた総合的取組	1,679.2
③ 地域的枠組みを通じた積極的な外交	2.1
④ グローバル化の進展に対する国際的なルール作り	69.4

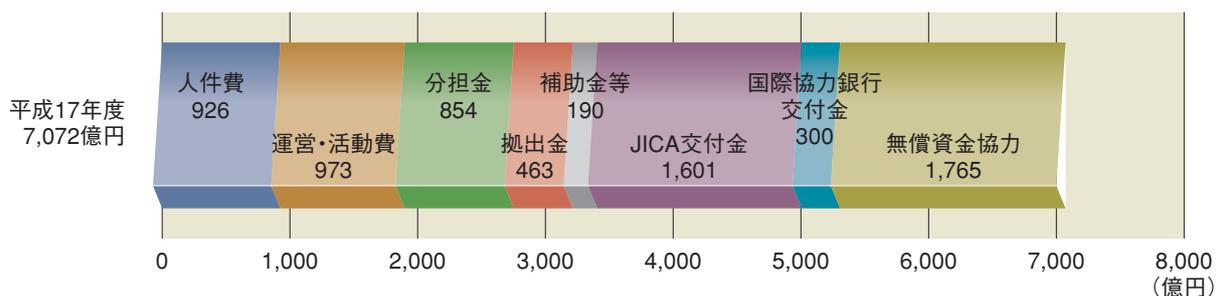
3. 「主張する日本外交」 42.8

① 国内及び海外に向けた情報発信の強化	29.7
② 魅力ある日本を売り込むための「ニッポン・プロモーション」	13.2

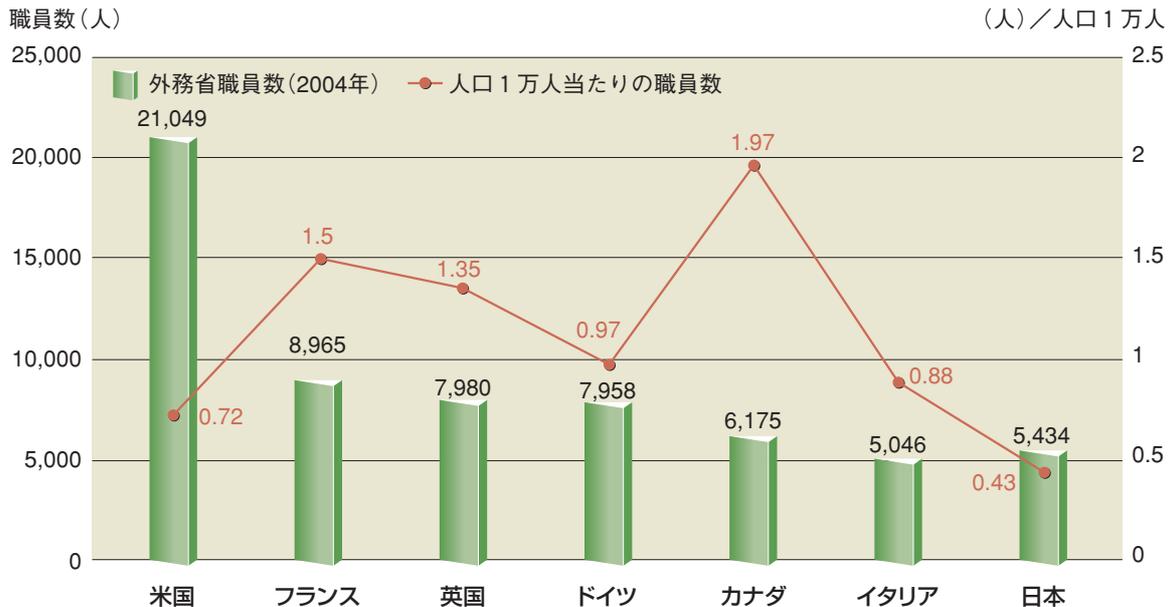
4. 「底力のある日本外交」 466.7

① 政策構想力の強化	5.3
② 情報機能の強化	5.7
③ ODAの積極的活用 (平成17年度 外務省所管ODA予算：4,881億円)	250.9
④ 国際文化交流の積極的展開	164.6
⑤ 外交実施体制の強化	5.3

(※) 四捨五入の関係上合計に不一致あり



主要国の外務省職員数



(注) 各国においては平成16年の調査結果を掲載(日本については平成17年度未定員)
人口は国連人口基金「世界人口白書2003」より

(2) 情報の収集・分析体制の強化

近年の国際テロ問題や北朝鮮・イラクを巡る情勢などに見られるように、昨今の国際情勢は、流動性と不透明性をますます高めている。このような国際環境の中で、日本が国際社会における様々な課題に迅速に対応しつつ、能動的かつ戦略的な外交を展開していくためには、その基礎として、多様で広範な対外情報の収集に基づく洞察に富んだ分析を行うことが必要不可欠となっている。

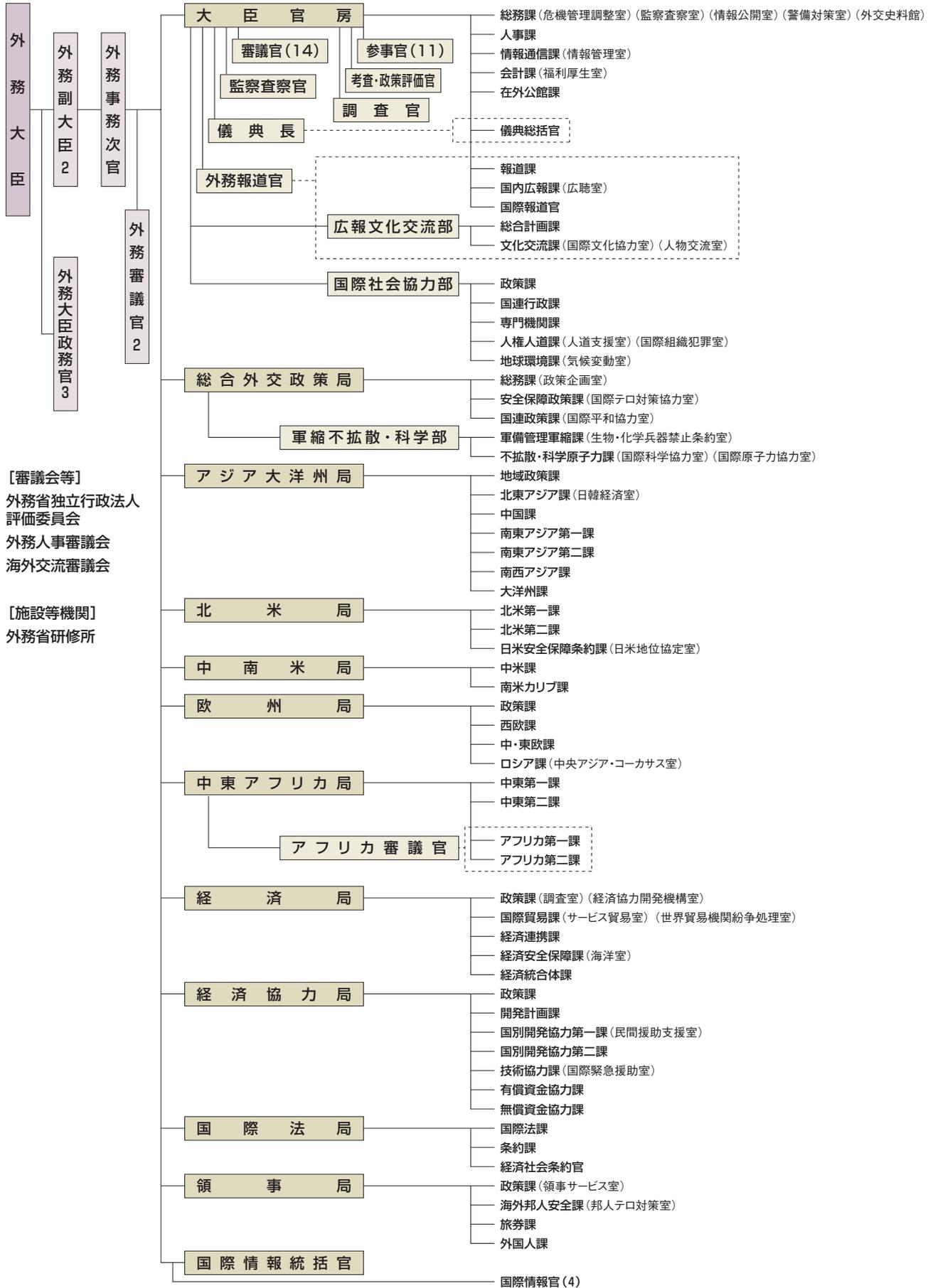
外務省では、このような認識に基づき、在外公館を中心とするネットワークを活用して幅広い分野における情報収集を行うとともに、外務本省の関連部局の改編を含む対外情報収集・分析能力の強化に取り組んでいる。さらに、外務省をはじめとする日本の対外情報機能の強化は差し迫った検討課題であるとの認識から、4月に町村外務大臣の下、対外情報・インテリジェンスに知見を有する有識者をメンバーとして、

「対外情報機能強化に関する懇談会」が設置された。懇談会は、昨年9月、町村外務大臣に対して報告書^(注1)を提出し、その中で、外務省の対外情報機能の強化について、①在外公館を通じた対外情報収集体制の強化や衛星情報の活用強化等を通じた情報収集機能の強化、②外部の研究・調査機関及び専門家の活用や情報活動方針の策定等を通じた情報分析能力の強化、及び③教育・訓練や情報保全措置の強化、等を通じた対外情報機能強化の基盤整備の重要性について提言を行った。

外務省は、この提言をも踏まえつつ、在外公館の情報収集体制の強化のための人員面の強化や、外部・民間の専門家の知見の一層の活用、公開情報のより有効な活用、関連インフラ等の整備など、対外情報収集・分析能力の抜本的強化のための取組を進めている。外務省の対外情報機能の強化は、大局的見地から、着実に進めていくこ

(注1) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/pdfs/rls_0913a.pdf

平成17年度機構図



とが必要な中長期的課題であり、今後、分析要員の専門性の向上、そのための組織的かつ体系的な教育・訓練の充実、秘密保全

措置のなお一層の強化等についても更に前向きな取組を進めていく必要がある。

(3) IT を利用した情報化の推進

情報化の推進については、省内のIT基盤の整備として、1995年度から、外務本省及び在外公館にローカル・エリア・ネットワーク（LAN）^(注2)を構築し、それらを相互に接続している。今後とも、情報セキュリティを確保しつつ、このようなネットワークシステムを特に在外公館において拡張することにしており、最終的に必要なすべての在外公館に導入する方針である。

また、外務省では、政府全体として推進している電子政府構築計画の一環として、国民等からの申請・届出等の手続の電子化に取り組んでいる。具体的には、インターネットを利用し電子的に入札・開札を実施

する電子入札・開札システム及びオンライン申請・届出等のシステム運用を継続するとともに、パスポートのオンライン申請も一部の地域で導入された。さらに、ITを活用した業務改革を行うべく外務省情報ネットワークや内部管理業務（ホストコンピュータを使ったシステム）などの業務・システムの最適化も推進している。

外務省は、これらを含め外務省が担っている行政の総合的かつ計画的な情報化を推進し、情報処理機能の強化、事務の合理化、そして国民への行政サービスの向上を図るための努力を行っている。

(4) 情報公開の推進と外交記録の公開

2001年4月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が施行されてから2005年末までの間に、6,284件の開示請求が寄せられ、5,499件に対して決定が行われた（このうち不開示とされたのは628件（11.4%）、不存在は789件（14.3%））。外務省は、自らの活動を国民に対して説明する責務を全うするため、日本の安全や他国等との信頼関係、対外交渉上の利益、個人情報等の保護にも一定の配慮をしつつ、開示請求に対応するとともに、情報公開法によって開示された文書のうち、歴史資料

としての価値が認められるものについては、外交史料館において一般公開している。

このほか、1976年以来、戦後の外交記録のうち、原則として作成後30年が経過したものを対象に精査した上で、順次、外交史料館において公開している。事項ごとに一括して自主的に公開していくこの制度を今後も更に充実させていく考えである。なお、この制度の下に、2005年末までに約1万1,700冊の記録を公開した。

(5) 政策評価の実施

外務省の活動を国民に説明する責務を全うするため「行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）」に基づき政策評

価を行っている。政策評価の実施により、将来の政策のよりよい企画立案につなげ、国益の増進に向けた効果的な外交の遂行に

(注2) 構内情報通信網とも呼ばれるもので、オフィス内、ビル内など限られた範囲のコンピューター同士を接続し、データをやりとりできるようにすることで、電子メールやファイル共有などの各種の機能を実現するシステム。

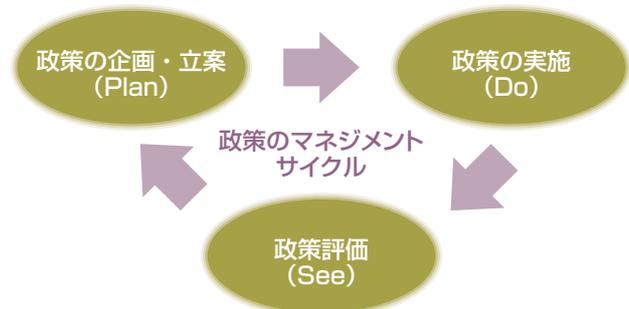
役立てている。また、政府全体の政策評価への対応と外務省の活動の特性に配慮しつつ評価の改善を行っている。

平成16年度に実施した政策に係る政策評価を、平成17年8月に公表した。同評価書においては、政策目的に向けた進展の度合いを分析するため政策ごとに効果を把握するための指標である「評価の切り口」（評価のものさし）の設定、次年度以降の政策の方向性の明示、及び、第三者の意見の活用などの面で改善を図った。この評価書及びその関連情報については、外務省ホームページに掲載している^(注3)。このような政策評価の実施や、評価の在り方の改善を通じて、限られた予算、定員の中で、効果的かつ効率的な外交の実施に向けた努力を行っているところである。

政策評価制度について

【政策評価制度の目的】

- ・ 国民に対する行政の説明責任を果たす
- ・ 国民本位の効率的で質の高い行政を実現
- ・ 国民的視点に立った成果重視の行政を実現



平成17年度外務省政策評価書（平成16年度に実施した政策に係る政策評価）においては、国・地域、分野に係る58の政策を対象に事後評価を実施した。政策の目的達成手段としての評価が行われた事務事業は256件に及び、各政策の今後の重点等の方向性を明らかにした。

(注3) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>